



空き家を取得、改修する費用を補助します。

【若者・移住者向け】

若者又は移住者が空き家バンクに登録されている空き家を取得・改修する費用の一部を補助します。

1 補助の内容

●空き家バンク登録物件を取得・改修する費用の1/2の額

▷取得の上限額30万円（子育て世帯の場合50万円）

改修の上限額40万円（子育て世帯の場合60万円）

※取得と改修の両方の補助を活用する場合、子育て世帯の上限額加算はいずれか一方（最大90万円）

2 補助の対象者

●次の全てに該当する方です

- (1) 若者世代（申請年度の4月1日時点において満39歳以下）又は県外からの移住者（滝沢市に転入後1年未満又は転入予定の者）であること
- (2) 取得する住宅に5年以上居住すること
- (3) 市町村民税又は特別区民税の滞納がないこと
- (4) 過去に当補助金の交付を受けていないこと
- (5) 所有者等と3親等以内の親族でないこと

3 補助の対象となる空き家

●市の空き家バンクに登録されている物件です

【滝沢市空き家バンク】



4 補助の交付の対象

●補助の対象となる事業は次のとおりです

- (1) 空き家バンク登録物件の取得
- (2) 取得する空き家の改修

【次の改修は対象外です】

- ・外構工事（敷地造成、門、塀等）
- ・附属施設の修繕、設置工事（物置、車庫等）
- ・国からの補助を受けて行った工事

5 申請受付期間

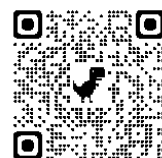
●予算に達するまで



【申請窓口、お問い合わせ先】

滝沢市 都市整備部 都市政策課

☎019-656-6542





空き家を取得、改修する費用を補助します。

【若者・移住者向け】

6 申請等の手続き

●補助金の受給には申請が必要です

補助金申請書類の提出（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 空き家住宅に居住する全ての者が記載された住民票
- (3) 滞納なし証明書 等



交付決定通知書の送付（市→申請者）

書類審査後、交付決定通知書を送付します



空き家の取得、改修、住民票異動（申請者）

申請内容に変更がある場合は変更申請書を提出

完了報告書の提出（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助事業完了報告書
- (2) 住所異動後の住民票の写し
- (3) 取得、改修に係った経費の領収書の写し



交付金額の確定（市→申請者）

交付金額の確定通知書を送付します



補助金の請求（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助金交付請求書



補助金の交付（市→申請者）

適正と認めた場合、補助金を交付します